

栃木県警察管区機動隊の運用に関する規程

(平成12年12月21日)
(栃木県警察本部訓令乙第31号)

栃木県警察管区機動隊の編成及び運用に関する規程(昭和四十四年栃木県警察本部訓令第十四号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規程は、栃木県警察管区機動隊(以下「管区機動隊」という。)の運用について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第二条 管区機動隊は、部隊活動の中核として警備実施のほか、必要に応じて雑踏警備、警衛、警護、集団警ら等に当たるものとする。

(隊員の指定)

第三条 管区機動隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次に掲げる基準に該当する者の中から警察本部長(以下「本部長」という。)が指定する。

- 一 幹部隊員は、身体強健で、人格、識見ともに優れ、かつ、部隊指揮能力の優れている者
- 二 幹部隊員以外の隊員は、次に掲げる要件を満たした者

イ 原則として年齢三十歳未満で心身強健な者

ロ 一年以上の警察実務経験を有し、勤務成績の良好な者

ハ 柔道、剣道若しくは逮捕術その他の技能に優れ、又は通信等の免許を有する者

ニ 隊付特務員については、原則として警備部機動隊又は管区機動隊の経験を有する者

2 指定期間は、指定の日からおおむね二年間とする。ただし、隊付特務についてはこの限りでない。

3 本部長は、隊員の昇任、疾病その他の理由により、隊員の指定を変更する必要が生じたときは、その指定を解除するとともに、直ちに後任者を指定し、欠員の補充をするものとする。

4 第一項及び前項に定める隊員の指定並びに解除は、別記様式の指定書により行うものとする。

(隊員の勤務)

第四条 隊員は、平素各自の所属において勤務し、本部長の命により隊員として勤務するものとする。

(教養訓練)

第五条 管区機動隊は、第二条に定める任務を達成するため、別に定める計画により、関東管区警察学校及びその他の場所において地府県警察管区機動隊と合同警備訓練を行うものとする。

2 本部長は、隊員に対し、定期的に教養訓練を行うものとする。

3 関係所属長は、隊員に対して警備実施に必要な法令及び実務の教養並びに訓練について、直接その責に任ずるものとする。

(事務)

第六条 管区機動隊の教養訓練及び隊員の指定、解除、補充等に関する事務は、警備部警備第二課において処理するものとする。

(報告)

第七条 関係所属長は、隊員について、第三条第三項に該当する事由が発生したときは、速やかに本部長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成十三年一月一日から施行する。

別記様式（第3条関係）

指 定 書

(氏名)	(現官職)
(指定内容)	
年 月 月	
栃木県警察本部長	